○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六七五八の八一、六七五八の八二、六七五九の一、六七七六、六七七七、六八一六の六、六八一六の八、七六一三の一二〇から七六一三の一二二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳一一（次の図に示す部分に限る。）、四四、二七九の一二三、二七九の一三四、二七九の一三八、二七九の一五二、二七九の一六〇、二七九の一六六、二七九の一七五、二七九の一八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六七二六の一五、六七二六の一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六七五八の三二から六七五八の三五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七三七九の一四九、七三七九の一五〇、七三七九の一五四、七四一六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六二七六の二・六五五三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五五三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳二九二の九四・二九二の一四九・二九二の一八七・二九二の一八八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二の二九、二九二の九九、二九二の一三八、二九二の二一三、二九二の二四九、二九二の二五二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県埴科郡坂城町大字上平字島一一八二の一、一一八二の二、一一八三のイ、一一八三のロ、一一八三のハ、一一八三のニ、一一八四のロ、二六〇七の九から二六〇七の一一まで、二六〇七の一三、二六〇八、二六〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備